

## 運転免許証の経路更新の手続き案内

通常、運転免許証の更新は運転免許証に記載されている住所地を管轄する公安委員会で行います。

経路更新とは、出張や旅行等で運転免許証に記載の住所地以外に滞在する方が、住所地以外の都道府県で更新することをいいます。

① 以下は、運転免許証の住所が福井県の方が、福井県以外の公安委員会を經由して更新する場合についての説明になります。

※ 運転免許証の住所が福井県以外の方が、福井県公安委員会を經由して更新する場合は、②をご覧ください。

### ☆☆ 経路更新手続きのできる方 ☆☆

経路更新申請ができる方は、優良運転者の方のみです。

ただし、次の方は優良運転者であっても経路更新ができません。

- 免許に身体の障害による条件を付与された方(眼鏡等、補聴器使用の方は除く。)
- 運転免許証の記載事項変更の届出や再交付申請を併せて行う方
- 免許再取得後の年数が5年未満の方  
(失効前の免許の経歴を継続するものとみなされて、優良運転者となった方)

### ☆☆ 経路更新手続きのできる期間 ☆☆

経路更新手続きのできる期間は、誕生日の1ヶ月前から誕生日までの間です。

※ 誕生日を過ぎると申請ができません。

※ 誕生日が土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12/29~1/3)にあたる時はこれらの前日までです。

### ☆☆ 経路更新手続きの受付場所・受付時間 ☆☆

手続きする公安委員会ごとに、受付場所・受付時間は異なります。各都道府県公安委員会のホームページを参照するか、電話でお問い合わせください。

### ☆☆ 経路更新手続きに必要なもの ☆☆

- 運転免許証
- 更新通知はがき  
(優良運転者に該当し、経路更新手続きができる旨の記載がある方)
- 手数料
  - (1) 更新手数料 2, 550円 (福井県の収入証紙)
  - (2) 経路手数料 550円 (手続きする都道府県の収入証紙)
  - (3) 講習手数料 500円 (手続きする都道府県の収入証紙)
  - (4) 暗証番号 4ケタの数字を2組
- 写真 (縦3.0cm×横2.4cm) 1枚  
6月以内に撮影した無帽・無背景・正面・上三分身のカラー又は白黒のもの
- 高齢者講習受講済みの方は終了証明書

### ☆☆ 経路更新申請の受理・適性検査・講習等 ☆☆

- 更新申請書の受理、適性検査、講習は、手続きする公安委員会でありますが、更新の可否の判断は福井県公安委員会が行います。

### ☆☆ 新しい運転免許証の作成・交付等 ☆☆

- 新しい運転免許証は、福井県運転者教育センター(春江)で作成し、申請後3週間以後に交付します。この場合、必ず旧運転免許証を持参してください。  
なお、代理受領の場合は、委任状が必要となります。
- 新しい運転免許証の郵送を希望する場合は、経路更新手続きの際に、手続きする都道府県の窓口で郵送の申込みをしてください。この場合、別途郵送手数料が必要になります。  
なお、旧運転免許証は郵送時に同封される返送用封筒に入れて返納してください。

### ☆☆ その他 ☆☆

- 福井県の収入証紙は、過不足のない金額で申請者が準備した上で手続きしてください。
- 経路更新に関する詳しいお問い合わせは、福井県運転者教育センター(春江)又は各運転者教育センター、手続きする公安委員会にしてください。

② 以下は、運転免許証の住所が福井県以外の方が、福井県公安委員会を經由して更新する場合についての説明になります。

### ☆☆ 経路更新手続きのできる方 ☆☆

経路更新申請ができる方は、**優良運転者の方のみ**です。

ただし、**次の方は優良運転者であっても経路更新ができません。**

- 免許に身体の障害による条件を付与された方(眼鏡等、補聴器使用の方は除く。)
- 運転免許証の記載事項変更の届出や再交付申請を併せて行う方
- 免許再取得後の年数が5年未満の方  
(失効前の免許の経歴を継続するものとみなされて、優良運転者となった方)

### ☆☆ 経路更新手続きのできる期間 ☆☆

経路更新手続きのできる期間は、**誕生日の1ヶ月前から誕生日までの間です。**

※ 誕生日を過ぎると申請ができません。

※ 誕生日が土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12/29～1/3）にあたる時はこれらの前日までです。

### ☆☆ 経路更新手続きの場所・受付時間 ☆☆

受付場所	受付時間
□福井県運転者教育センター 坂井市春江町針原58-10 TEL 0776-51-2820	<b>月曜日～金曜日</b> (祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)を除く) 午前 8:30～9:10 午後 1:00～1:40
□福井県丹南運転者教育センター 越前市余田町2-1-1 TEL 0778-21-3613	<b>月曜日～水曜日、金曜日</b> (祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)を除く) 午前 8:30～9:10 午後 1:00～1:40
□福井県奥越運転者教育センター 大野市南新在家32-1-4 TEL 0779-66-7700	<b>月曜日、水曜日、金曜日</b> (祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)を除く) 午前 8:30～9:10 午後 1:00～1:40
□福井県嶺南運転者教育センター 三方上中郡若狭町倉見1-51 TEL 0770-45-2121	<b>月曜日、火曜日午前中、水曜日、金曜日</b> (祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)を除く) 午前 8:30～9:10 午後 1:00～1:40

### ☆☆ 経路更新手続きに必要なもの ☆☆

- 運転免許証
- 更新通知はがき  
(優良運転者に該当し、経路更新手続きができる旨の記載があるもの)
- 手数料
  - (1) 更新手数料 2,550円 (運転免許証の住所地都道府県の収入証紙)
  - (2) 経路手数料 550円 (福井県の収入証紙)
  - (3) 講習手数料 500円 (福井県の収入証紙)
  - (4) 暗証番号 4ケタの数字を2組
- 写真 (縦3.0cm×横2.4cm) 1枚  
6月以内に撮影した無帽・無背景・正面・上三分身のカラー又は白黒のもの
- 高齢者講習受講済みの方は終了証明書

### ☆☆ 経路更新申請の受理・適性検査・講習等 ☆☆

- 更新申請書の受理、適性検査、講習は、福井県公安委員会でありますが、更新の可否の判断は運転免許証の住所地公安委員会が行います。

### ☆☆ 新しい運転免許証の作成・交付等 ☆☆

- 新しい運転免許証は、運転免許証の住所地公安委員会で作成し、申請後3週間以後に運転免許証の住所地公安委員会（運転免許センター等）で交付されます。この場合、必ず旧運転免許証を持参してください。  
なお、代理受領の場合は、委任状が必要となります。
- 新しい運転免許証の郵送を希望する場合は、経路更新手続きの際に、窓口で郵送の申込みをしてください。この場合、別途郵送手数料が必要になります。  
なお、旧運転免許証は郵送時に同封される返送用封筒に入れて返納してください。

### ☆☆ その他 ☆☆

- 運転免許証の住所地の都道府県の収入証紙は、過不足のない金額で申請者が準備した上で手続きしてください。
- 経路更新に関する詳しいお問い合わせは、運転免許証の住所地公安委員会、福井県運転者教育センター（春江）又は各運転者教育センターにしてください。